

議案第108号

令和4年度富士見市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度富士見市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年12月9日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

令和4年度富士見市一般会計予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出します。

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	鶴瀬駅東口整備事業	263,177